

第 6172 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月 3日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 社員に食事代として支給する金銭

Q : 当社では、社員が指定の飲食店で昼食をとった場合に、その食事代の50%相当額を会社が支給する制度を検討しています。支給は月極で社員が食事代を支払って、受け取った領収証を会社に提出したものを集計し、各自に振込みをします。上限は3,500円(税抜)です。この場合の課税関係はどうなりますか？

A : 給与として取り扱われます。

【解説】

所得税では、使用者が役員又は使用人に対し食事を支給する場合に、その役員又は使用人から実際に徴収している対価の額がその食事の価額の50%相当額以上であり、かつ、使用者の負担額が月額3,500円を超えないときは、その役員又は使用人が食事の支給により受ける経済的利益はないものとして取り扱っています。

この場合、使用者と飲食店との間の契約により使用人等の食事代を使用者が飲食店に支払う場合は、この取扱いが適用されますが、使用人等が飲食店に食事代を支払い、使用者が現金で食事代を補助するという場合には、食事という現物ではなく金銭を支給しますので、ここでいう「使用者が役員又は使用人に対し食事を支給する場合」に該当せず、原則として、補助をする全額が給与として課税されることとなります。

したがって、お尋ねの場合は、食事代負担金を使用人等の預金口座に振り込むとのことですから、給与所得として取り扱われることとなります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

